

香川県農業改良資金貸付規則を廃止する等の規則をここに公布する。

平成22年9月28日

香川県知事 浜田恵造

香川県規則第57号

香川県農業改良資金貸付規則を廃止する等の規則

(香川県農業改良資金貸付規則の廃止)

第1条 香川県農業改良資金貸付規則（平成15年香川県規則第4号）は、廃止する。

(香川県会計規則の一部改正)

第2条 香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前																																																																										
第81号様式（その2）（第244条関係） (用紙寸法B5) 現金出納日報（指定代理金融機関用）					第81号様式（その2）（第244条関係） (用紙寸法B5) 現金出納日報（指定代理金融機関用）																																																																										
<table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>年月日</th><th>店舗名</th><th>回</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>区</td><td>分</td><td>件数</td><td>金額</td><td></td></tr><tr><td>合</td><td>計</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>一 般 (特 別) 会 計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>土 地 開 発 基 金</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>歳 入 歳 出 外 現 金</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>年 度 経 過 県 未 払 金</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>					年度	年月日	店舗名	回		区	分	件数	金額		合	計				一 般 (特 別) 会 計					土 地 開 発 基 金					歳 入 歳 出 外 現 金					年 度 経 過 県 未 払 金					<table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>年月日</th><th>店舗名</th><th>回</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>区</td><td>分</td><td>件数</td><td>金額</td><td></td></tr><tr><td>合</td><td>計</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>一 般 (特 別) 会 計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>土 地 開 発 基 金</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>歳 入 歳 出 外 現 金</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>年 度 経 過 県 未 払 金</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>					年度	年月日	店舗名	回		区	分	件数	金額		合	計				一 般 (特 別) 会 計					土 地 開 発 基 金					歳 入 歳 出 外 現 金					年 度 経 過 県 未 払 金				
年度	年月日	店舗名	回																																																																												
区	分	件数	金額																																																																												
合	計																																																																														
一 般 (特 別) 会 計																																																																															
土 地 開 発 基 金																																																																															
歳 入 歳 出 外 現 金																																																																															
年 度 経 過 県 未 払 金																																																																															
年度	年月日	店舗名	回																																																																												
区	分	件数	金額																																																																												
合	計																																																																														
一 般 (特 別) 会 計																																																																															
土 地 開 発 基 金																																																																															
歳 入 歳 出 外 現 金																																																																															
年 度 経 過 県 未 払 金																																																																															

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に第1条の規定による廃止前の香川県農業改良資金貸付規則（以下「旧規則」という。）の規定により貸し付けられた旧規則第2条に規定する農業改良資金については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行前に旧規則の規定により貸し付けられた旧規則第3条第2項に規定する融資機関に対する貸付金については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正前の香川県会計規則第81号様式（その2）による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。